

災害時におけるシェアサイクルの使用等に関する協定

上田市（以下「甲」という。）と上田地域シェアサイクル活用推進協議会（以下「乙」という。）と上田地域シェアサイクル運営主体である上田電鉄株式会社（以下「丙 1」という。）、株式会社ハビタット（以下「丙 2」という。）、株式会社日本海コンサルタント（「丙 3」という。）（以下、丙 1～丙 3 までの総称を「丙」という。）は、上田市内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第 2 条第 1 号に規定する災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における「上田市・千曲市広域シェアサイクル」（以下「シェアサイクル」という。）の使用等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 本協定は、災害時において、甲、乙及び丙が互いに連携しシェアサイクルを活用することで、甲が行う上田市地域防災計画に定める災害応急対策に係る業務（以下「応急対策業務」という。）において円滑な移動若しくは情報収集を可能とし、もって災害対策に役立てることを目的とする。

（協力の要請）

第 2 条 災害時において、甲は、乙及び丙に対し、次に掲げる事項を要請することができる。ただし、シェアサイクルシステム用設備の障害等により、乙及び丙が全部若しくは一部の機能が提供できなくなった場合又は安全な提供が難しいと判断した場合等は、この限りでない。

- (1) 乙から甲への、専用 I C カード（以下「本カード」という。）の配布
- (2) 本カードを用いた甲によるシェアサイクルの使用
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、甲、乙及び丙が協議の上定める事項

2 本カードの管理方法及び数量等については、別に定める。

（要請手続等）

第 3 条 甲の乙に対する要請手続は「災害時におけるシェアサイクルの使用等に関する協定による専用 I C カード使用要請書」（様式第 1 号）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等で要請し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

2 乙は、甲の要請を受けた場合、丙と協議の上、速やかに前条に規定する要請事項の実施に努めるものとする。

（費用負担）

第 4 条 本協定に基づくシェアサイクルの使用等に係る費用は、無償とする。

2 本協定に基づいた使用に起因するシェアサイクルの全部又は一部の損傷、紛失等によって生じた費用の負担については、甲、乙及び丙が協議の上、定めるものとする。ただし、甲の故意又は重大な過失に起因する場合は、甲が費用の負担をするものとする。

（目的外使用の禁止）

第 5 条 甲は、シェアサイクル及び本カードを応急対策業務以外の目的で使用しないものとする。

（管理運営）

第 6 条 シェアサイクルの管理運営は、丙の責任において行う。

(責任者・担当者)

第7条 甲、乙及び丙は、本協定に関する責任者及び担当者をそれぞれ定めて互いに通知するものとする。

2 甲、乙及び丙は、前項の責任者及び担当者に変更があった場合は、速やかに互いに通知するものとする。

3 乙は、丙の構成に変更があった場合は、後任となる者との「上田市シェアサイクル運営業務委託」の契約に際して、本協定への協力を仕様に含めるものとする。

(有効期間)

第8条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から、令和6年3月21日付けで乙と丙が締結した「上田市シェアサイクル運営業務」に関する委託契約の契約期間満了までとする。ただし、乙が令和7年度以降も運営業務を行い、かつ期間満了の1か月前までに、甲、乙のいずれかが文書による意思表示をしないときはさらに1年間継続するものとし、以降も同様とする。

(協議)

第9条 本協定の内容に疑義が生じた場合及び本協定に定めのない事項については、甲、乙及び丙が協議の上、決定する。

本協定の締結を証するため、本書5通を作成し、甲乙丙それぞれ記名押印の上各自1通を保有する。

令和6年8月22日

甲 長野県上田市大手一丁目11番16号
上田市長 土屋 陽一

丙1 長野県上田市天神一丁目2番1号
上田電鉄株式会社
代表取締役社長 山本 修

乙 長野県上田市大手一丁目11番16号
上田地域シェアサイクル活用推進協議会
会 長 佐藤 安則

丙2 長野県上田市材木町一丁目9番15号小幡ビル3F
株式会社ハビタット
代表取締役 酒巻 弘

丙3 石川県金沢市泉本町2丁目126番地
株式会社日本海コンサルタント
代表取締役社長 黒木 康生

様式第 1 号（第 3 条関係）

災害時におけるシェアサイクルの使用等に関する協定による
専用 I C カード使用要請書

上田地域シェアサイクル活用推進協議会 様

上田市長

令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日発生の _____ に伴い、シェアサイクルを使用したいため、
以下のとおり専用 I C カードの使用を要請します。

なお、当該カードは「災害時におけるシェアサイクルの使用等に関する協定」に定める応急対策業
務以外の目的では使用いたしません。

要請日：令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日

本カード使用部署	担当部署：
	担当者：（内線： 外線： ）
使用するカード番号 （枚数） 記入例）カードNo. 001～010	（使用枚数： 枚）
シェアサイクル使用目的	使用場所：
	使用用途：
返却予定日	

災害時におけるシェアサイクルの使用等に関する協定実施細則

令和6年8月22日付をもって締結した「災害時におけるシェアサイクルの使用等に関する協定」(以下「協定書」という。)第2条第2項の規定について、実施細則を次のとおり定める。

(専用ＩＣカードの管理方法)

第1条 平時において、専用ＩＣカード(以下「本カード」という。)の管理、保管については、丙からの提供を受け、乙において行う。

2 丙から乙へ提供する本カードは10枚とし、必要に応じ甲、乙及び丙が協議の上、数量を変更できるものとする。

(本カードの配布方法)

第2条 甲は、災害時において、甲の設置する災害対策本部又は各対策部の判断により、乙に本カードの配布を要請することができる。

2 乙は、甲の要請を受けた場合、丙と協議の上、速やかに本カードを使用する対策部に必要数を配布するものとする。

(本カードの返却について)

第3条 甲は、本カードの使用後、速やかに乙に返却するものとする。

2 乙は、前項の返却を受けた後、本カードの数量やシェアサイクルの破損の有無等を確認し、結果を丙に報告するものとする。